済生会みすみ病院給食業務委託契約について、公募型プロポーザルを行うので公告します。

2023年7月3日

済生会みすみ病院

院長　庄野　弘幸

(公印省略)

済生会みすみ病院給食業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 目的　本要領は、「済生会みすみ病院給食業務」を委託する委託先の選定にあたり、公募型プロ

ポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものである。

２．委託業務の概要

(1) 業務名　　「済生会みすみ病院給食業務」

(2) 業務内容　「済生会みすみ病院給食業務委託に係る仕様書」を基準とする。

(3) 委託期間　 2024年4月1日から2027年3月31日まで（３年契約）

※ただし、2024年1月１日から2024年3月31日までの間に、現受託業者による

引継ぎを受けるとともに、業務受託に向けた諸準備を行うこと。

(4) 実施場所　　済生会みすみ病院

３．委託料見積りの条件

委託料の見積りは、給食業務委託見積書【様式3】に記入すること。

(1) 委託料は、給食業務委託見積書の合計額をもって比較額とする。

(2) 年間における固定した管理料(税抜き)には、人件費、福利厚生費、保健衛生費、管理費、その他経費等により見積ること。

(3) 年間における変動する食材費(税抜き)は、別紙食種表にある食数毎に朝食、昼食、夕食毎に、1食あたりの単価を見積り、食材費を算出すること。

(4) 患者食の食材費は、朝食、昼食、夕食をそれぞれ1食当たりの単価を合算した1日当たりの単価が760円(税抜き)を上限とする。

４．スケジュール

(1) 公表及び資料配布開始　　　　　2023年7月3日(月)13時～

(2) 説明会(現地見学会) 2023年8月3日(木)13時～

(3) 質問受付 　　　　　 2023年8月4日(金)～8月17日(木)まで

(4) 参加資格確認申請書受付 2023年8月7日(月)～8月25日(金)まで

(5) 質問回答　　　　　　　　　　　2023年8月4日(金)～8月21日(月)まで随時

(6) 参加資格の審査　　　　　　　　2023年8月28日(月)

(7) 企画提案書の提出　　　　　　　2023年9月1日(金)～9月15日(金)まで

(8) プレゼンテーション審査の実施　2023年9月21日(木)

(9) 審査結果通知　　　　　　　　　2023年9月29日(金)内示、正式通知は理事会後（11月後半）

(10)業務引継開始　　　　　　　　 2024年1月8日(月)

５．本プロポーザブルへの参加資格

申請者は、以下の要件を全て満たす必要がある。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。

(2) 熊本県および宇城市から指名停止を現に受けている者でないこと。

(3) 法人税、消費税、地方消費税、法人県民税及び法人事業税の滞納がないこと。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く)または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く)でないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(6) 参加申請書の提出時点で、本院と同程度の診療科目を有し、一般病床数が100床以上の病院において、患者給食業務(献立作成、食数管理業務、食材等の調達、下処理・加熱・調味等調理業務、配膳・下膳及び衛生管理等給食業務全般をいう)の受託実績を、継続して3年以上有する者であること。

(7) 社団法人日本メディカル給食協会の会員であり、受託業務の遂行が困難になった場合の代行保証が確認できる者、または同等の代行保証体制をとれることが確認できる者であること。

(8) 給食業務にかかる医療関連サービスマーク認定業者であるか、または医療法第5条の２の業務委託基準に適合する者であることを証明できる者であること。

６．説明会及び現地見学会の実施について

(1) 開催日時　　　2023年8月3日(木)13時から(説明会終了後、現地見学を実施)

(2) 開催場所　　　済生会みすみ病院

(3) 申込受付期間　8月25日(金)11時まで

(4) 提出場所　　　〒869-3205　宇城市三角町波多775-1

済生会みすみ病院　企画総務室

(5) 提出方法　　　説明会参加申込書【様式1】の郵送、持参による提出

７．資料等の配付について

(1) 配付資料

・説明会参加申込書【様式1】

・済生会みすみ病院給食業務企画提案書提出要領

・済生会みすみ病院給食業務委託にかかる仕様書

＜ 仕様書の内訳＞

　業務分担表・経費負担区分表・ 給食関係帳票類・済生会みすみ病院栄養基準

調理設備・機器一覧表・調理機器配置図・ 済生会みすみ病院給食等業務概要

食数表(2023年1～3月分)

・参加資格確認申請書【様式2】

・給食業務委託見積書【様式3】

・見積内訳書【様式3-2】

・質問書【様式4】

・給食業務委託契約にかかる企画提案辞退届【様式５】

(2) 配付期間　　　2023年7月3日(月)から7月28日（金）まで

８．企画提案書等の提出について

企画提案書等の提出については、次のとおりとする。

(1) 受付期間 2023年9月15日(金)16時まで

(2) 受付時間 平日勤務日の8時30分から17時まで(但し、9月15日は16時までとする。)

(3) 提出場所 〒869-3205　宇城市三角町波多775-1　　済生会みすみ病院　企画総務室

(4) 提出方法 企画提案書等を提出場所に持参するか、書留郵便によることとする。

郵送の場合は、受付期間中(最終日は16時まで)に必着とする。なお、郵便の事故等については申請者のリスク負担とする。

(5) 費用負担申請に関して必要な経費は、全て申請者の負担とする。

(6) 留意事項

① 申請書類の著作権は申請者に帰属させる。

② 申請を辞退する場合には、速やかに辞退届【様式5】を提出すること。

③ 提出された申請書類の内容の変更、差し替え及び再提出は認めない。

④ 提出された申請書類は、理由の如何に関わらず返却しない。

⑤ 本業務の申請のために得た情報について、申請者は第三者への公表等の他の目的に使用することはできない。但し、公知となっている情報及び第三者から合法的に入手できる情報については、その対象ではない。

⑥ 必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

⑦ 提出期限、提出場所及び提出方法に適合しないもの、指定する様式等及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの並びに虚偽の内容が記載されているものは失格とする。

９．質問の受付及び回答

実施要領等についての質問を次のとおり受付け、参加意向を示した全業者に対して回答します。但し、ノウハウに関わる部分等公表することにより申請書の権利、競争上の地位その他正当の利益を害するおそれがあるものについては回答しないことを当該業者に伝える。

(1) 受付期間 2023年8月4日(金)～8月17日(木)まで

(2) 提出様式 質問書【様式4】

(3) 提出場所 〒869-3205　宇城市三角町波多775-1　　済生会みすみ病院　企画総務室

(4) 提出方法 質問書の郵送、持参

(5) 回答日 2023年8月4日(金)～8月21日(月)まで随時

１０．審査について

(1) 審査方法 見積金額及び企画提案書に基づくプレゼンテーションの総合評価により行う。

(2) 審査日 　2023年9月21日(木)

(3) 会場等　　　 会場、日時その他の詳細は、有効な申請をした申請者に対して別途通知する。

(4) その他 応募者が多数の場合は、複数の審査日を設けることがある。

１１．審査基準

下記に掲げる項目を基本として審査を実施する。

(1) 各取組内容について

① 給食業務について

・治療食としての病院給食に対する考え方

・給食業務の運営方針

② 患者満足度の向上について

・患者に満足を得られる食事の提供についての考え方

・患者からの食事のクレームに対する分析と対応

③ 安全衛生管理体制について

・安全な食事の提供に向けた衛生管理、設備管理に関する取組み

④ 業務運営体制について

・受託準備体制、引継ぎ

・移行計画

・人員配置、組織管理、組織運営、従事者の処遇についての考え方

⑤ 危機管理体制について

・食中毒の予防や食品事故の防止についての取組みと発生時の対応

・地震等の災害など不測の事態への対策

(2) 従事者の育成について

・教育、研修など従事者の育成に関する基本的な考え方と取組み内容

(3) その他委託業務に係る独自の提案事項等について

(4) 委託料見積書について

・業務の受託に要する経費見込み、委託料の積算単価

(5) 組織体制について

・会社の概要、事業規模、同種の内容、規模における業務実績

１２．審査員 5～6名程度を予定している。

１３．委託先候補者の選定及び審査結果の通知

審査員が審査基準に基づき、見積金額、企画提案書の書類審査及びプレゼンテーション審査の結果を総合的に評価して、委託先候補者の選定を行う。

審査結果は、審査後速やかにプレゼンテーション審査を受けた全ての申請者に文書にて通知する。

１４．契約の締結

済生会みすみ病院は、委託先候補者と事業の実施などに関する細目的事項について協議のうえ、契約を締結する。

１５．その他

(1) 委託業務の継続が困難になった場合の措置

ア 受託者の責めに帰すべき事由による場合

受託者の責めに帰すべき事由により委託業務の継続が困難になった場合は、済生会みすみ病院は契約を解除できる。この場合、契約に定める義務を履行しないために損害を与えたときは、受託者は直ちにその損害を賠償しなければならない。

イ その他の事由による場合

災害その他の不可抗力等、受託者の責に帰すことのできない事由により業務の継続が困難になった場合、委託業務継続の可否等について協議するものとする。

(2)他疑義が生じた場合の措置

契約書の解釈に疑義が生じた場合又は契約書に定めのない事項が生じた場合には、済生会みすみ病院と受託者は誠意をもって協議する。

１６．問合せ先 〒869-3205　宇城市三角町波多775-1　済生会みすみ病院　企画総務室

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 　　担当：甲斐・永井・折田

TEL 0964-53-1611　FAX 0964-53-1618